

## 令和6年9月市議会定例会付議事項の主要内容

No.	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容
1	議案第 64 号	高槻市営富寿栄住宅建替事業事業契約締結事項中一部変更について	令和4年12月2日議決第82号の変更議案 < 変 更 理 由 > 物価変動率の上昇に伴い、契約金額を変更するもの。 < 変 更 前 > 7, 643, 373, 100円 < 変 更 後 > 8, 006, 733, 713円
2	議案第 65 号	パソコン等購入契約締結について	< 契 約 金 額 > 51, 150, 000円 < 契 約 先 > 株式会社大塚商会LA関西営業部 < 契 約 概 要 > ノート型パソコン及びモニター300台、ソフトウェア一式 < 納 期 > 令和7年3月21日まで
3	認定第 1 号	令和5年度高槻市一般会計歳入歳出決算認定について	< 令和5年度決算状況のとおり >  (5～8ページ参照)
4	認定第 2 号	令和5年度高槻市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
5	認定第 3 号	令和5年度高槻市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
6	認定第 4 号	令和5年度高槻市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
7	認定第 5 号	令和5年度高槻市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算認定について	
8	認定第 6 号	令和5年度高槻市財産区会計歳入歳出決算認定について	
9	認定第 7 号	令和5年度高槻市下水道等事業会計決算認定について	
10	認定第 8 号	令和5年度高槻市自動車運送事業会計決算認定について	
11	認定第 9 号	令和5年度高槻市水道事業会計決算認定について	

No.	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容	
12	報告第 7 号	令和5年度高槻市財政健全化判断比率等の報告について	<令和5年度健全化判断比率等の状況のとおり>  (9ページ参照)	
13	議案第 66 号	高槻市会計年度任用職員の給与等に関する条例中一部改正について	<令和6年9月市議会提出予定条例議案概要のとおり>  (10～14ページ参照)	
14	議案第 67 号	高槻市消防署の設置、位置、名称及び管轄区域に関する条例中一部改正について		
15	議案第 68 号	高槻市都市公園条例中一部改正について		
16	議案第 69 号	高槻市立総合スポーツセンター条例中一部改正について		
17	議案第 70 号	高槻市犯罪被害者等支援条例制定について		
18	議案第 71 号	高槻市印鑑条例中一部改正について		
19	議案第 72 号	高槻市手数料条例及び高槻市建築基準法施行条例中一部改正について		
20	議案第 73 号	高槻市将棋のまち推進条例制定について		
21	議案第 74 号	高槻市道路線の認定について		< 認 定 > 緑が丘111号線 ほか 12路線 546.47m
22	議案第 75 号	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更について		< 変 更 の 要 旨 > 令和6年12月2日以降、現行の被保険者証を発行しなくなるため、現行規約において使用している被保険者証等の文言を改正することについて、関係市町村と協議するもの。
23	議案第 76 号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について	< 変 更 の 要 旨 > 大阪広域水道企業団が共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係市町村と協議するもの。	

No.	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容
24	議案第 77 号	令和6年度高槻市一般会計補正予算（第2号）	<p>&lt; 補 正 額 &gt; 2, 314, 214千円</p> <p>&lt; 補正後の総額 &gt; 142, 840, 552千円</p> <p>&lt; 債務負担行為補正 &gt; (仮称) 総合防災センター整備事業の期間及び限度額設定  令和6年度から令和7年度 7, 000千円  総合センター会議室整備事業の期間及び限度額設定  令和6年度から令和7年度 81, 000千円  排水機場設備修繕業務の期間及び限度額設定  令和6年度から令和7年度 48, 000千円  (仮称) 高槻市将棋のまちづくり推進プラン策定業務の期間及び限度額設定  令和6年度から令和7年度 23, 000千円  小学校エレベーター設置工事の期間及び限度額設定  令和6年度から令和7年度 252, 000千円</p> <p>&lt; 地方債補正 &gt; △545, 500千円</p> <p>(15ページ参照)</p>
25	議案第 78 号	令和6年度高槻市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	<p>&lt; 補 正 額 &gt; 254, 339千円</p> <p>&lt; 補正後の総額 &gt; 35, 756, 433千円</p> <p>(16ページ参照)</p>
26	議案第 79 号	令和6年度高槻市介護保険特別会計補正予算（第1号）	<p>&lt; 補 正 額 &gt; 744, 296千円</p> <p>&lt; 補正後の総額 &gt; 36, 751, 643千円</p> <p>(16ページ参照)</p>
27	議案第 80 号	令和6年度高槻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	<p>&lt; 補 正 額 &gt; 266, 569千円</p> <p>&lt; 補正後の総額 &gt; 8, 169, 752千円</p> <p>(16ページ参照)</p>
28	議案第 81 号	令和6年度高槻市財産区会計補正予算（第1号）	<p>&lt; 補 正 額 &gt; 83, 124千円</p> <p>&lt; 補正後の総額 &gt; 4, 621, 925千円</p> <p>(16ページ参照)</p>

No.	議案番号	付議事項	主要内容		
29	議案第 82 号	令和6年度高槻市水道事業会計補正予算 (第1号)	< 項 目 >	< 補 正 額 >	< 補正後の総額 >
			収益的収入	△45,677千円	6,427,427千円
			収益的支出	985千円	5,942,521千円
					(16ページ参照)
※ その他 債権の放棄に係る報告について					

# 令和5年度 決算状況

各会計決算状況一覧表

(単位：千円)

会計区分	歳入	歳出	歳入歳出 差引額	翌年度へ 繰越すべき財源	実質収支額	単年度収支
1 一般会計	139,756,746	135,048,824	4,707,922	2,049,731	2,658,191	1,625,969
2 国民健康保険特別会計	36,036,343	35,791,202	245,140	0	245,140	△ 361,228
3 介護保険特別会計	33,143,755	32,400,557	743,197	0	743,197	△ 105,380
4 後期高齢者医療特別会計	7,496,831	7,231,172	265,660	0	265,660	9,213
5 母子父子寡婦福祉資金 貸付金特別会計	236,830	45,684	191,146	0	191,146	32,588
6 財産区会計	4,677,744	82,128	4,595,615	0	4,595,615	△ 48,710

会計区分	収益的収支		資本的収支		令和5年度 損益	令和4年度 からの繰越 利益剰余金	令和5年度末 未処分利益 剰余金
	収入	支出	収入	支出			
7 下水道等事業会計	8,571,735	8,288,857	1,544,019	4,913,765	282,878	1,234,028	686,906
8 自動車運送事業会計	3,474,775	3,384,518	31,262	789,823	90,257	2,797,825	2,888,082
9 水道事業会計	5,980,204	5,196,579	617,433	3,281,153	783,625	912,410	1,696,035

- ・ 端数処理については、表示単位未満で行っている。

## 普通会計財政状況等の推移

(単位：百万円、%)

区分・年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
歳入総額 (a)	100,345	102,962	106,006	105,969	104,266	111,112	113,714	117,854	113,611	
歳出総額 (b)	96,506	101,772	103,198	105,001	102,515	110,106	111,973	116,263	112,265	
歳入歳出差引 (a)-(b) (c)	3,839	1,189	2,808	968	1,751	1,006	1,741	1,591	1,346	
翌年度へ繰り越すべき財源 (d)	3,227	467	2,503	468	1,503	430	1,318	950	418	
実質収支 (c)-(d) (e)	611	722	304	500	248	576	423	641	928	
単年度収支 (e)-前年度(e) (f)	86	111	△ 418	195	△ 252	328	△ 153	218	288	
積立金 (g)	188	238	1,427	661	256	1,332	298	274	349	
繰上償還額 (h)	316	0	0	195	0	0	0	0	0	
積立金取崩し額 (i)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
実質単年度収支 (f)+(g)+(h)-(i) (j)	591	349	1,009	1,051	4	1,660	145	492	637	
実質収支比率	1.0	1.1	0.5	0.8	0.4	0.9	0.6	1.0	1.4	
経常収支比率	92.9	92.6	88.1	91.5	91.9	91.2	93.8	93.3	94.9	
	96.6	97.7	94.6	94.5	96.8	96.1	98.3	97.6	98.8	
標準財政規模	64,053	63,903	64,326	65,402	65,947	66,740	67,024	67,407	67,719	
基準財政需要額	49,404	48,475	47,199	48,613	48,723	48,746	49,464	50,492	50,932	
基準財政収入額	40,863	39,390	36,538	37,584	37,584	37,923	38,745	40,781	41,834	
財政力指数	単年度	0.827	0.813	0.774	0.773	0.771	0.778	0.783	0.808	0.821
	3ヶ年平均	0.826	0.833	0.805	0.787	0.773	0.774	0.777	0.790	0.804
市債現在高	51,976	50,997	50,725	48,236	47,085	48,933	50,488	51,774	51,867	
	23,182	21,117	18,652	16,998	15,734	18,002	20,649	22,454	23,740	
積立金現在高	35,485	35,344	35,761	36,349	36,570	39,400	38,656	38,989	38,989	
うち財政調整基金	10,767	11,004	12,431	13,092	13,347	14,679	14,977	15,251	15,601	
うち公共施設等総合管理基金	11,880	11,931	12,023	12,055	11,576	12,182	10,212	9,283	9,128	
収益事業収入額	83	66	46	22	47	44	83	77	48	
債務負担行為額	6,309	3,235	3,236	4,048	15,587	15,676	29,152	25,365	18,776	

(単位：百万円、%)

区 分 ・ 年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(R5-R4)	増減率
歳入総額 (a)	113,518	124,320	119,471	169,889	150,326	146,739	139,861	△ 6,879	△ 4.7
歳出総額 (b)	111,410	121,754	114,889	164,662	145,996	145,041	134,962	△ 10,079	△ 6.9
歳入歳出差引 (a)-(b) (c)	2,108	2,566	4,582	5,227	4,330	1,699	4,899	3,200	188.4
翌年度へ繰り越すべき財源 (d)	868	2,066	3,936	4,607	1,755	666	2,241	1,574	236.2
実質収支 (c)-(d) (e)	1,241	500	646	620	※1 2,575	1,032	2,658	1,626	
単年度収支 (e)-前年度(e) (f)	313	△ 741	146	△ 26	1,955	△ 1,542	1,626	3,168	
積立金 (g)	494	648	275	344	2,856	1,966	950	△ 1,016	△ 51.7
繰上償還額 (h)	0	19	0	0	0	0	0	0	-
積立金取崩し額 (i)	0	1,900	0	1,300	0	3,000	0	△ 3,000	皆減
実質単年度収支 (f)+(g)+(h)-(i) (j)	806	△ 1,974	421	△ 981	4,810	△ 2,577	2,576	5,152	

実質収支比率	1.8	0.7	0.9	0.9	3.5	1.4	3.6	2.2		
経常収支比率	94.8	94.9	94.7	92.2	89.9	90.7	91.7	1.0		
	97.8	97.1	97.9	95.0	91.1	91.9	91.7	△ 0.2		
標準財政規模	67,955	67,764	68,299	70,358	74,318	72,964	74,045	1,081	1.5	
基準財政需要額	50,633	50,222	51,262	53,273	55,472	57,818	59,877	2,059	3.6	
基準財政収入額	41,385	41,164	41,512	43,333	42,081	44,155	44,906	751	1.7	
財政力指数	単年度	0.817	0.820	0.810	0.813	0.759	0.764	0.750	△ 0.014	
	3ヶ年平均	0.815	0.819	0.816	0.814	0.794	0.779	0.758	△ 0.021	

市債現在高	48,782	52,544	50,036	47,537	45,481	41,715	36,775	△ 4,940	△ 11.8
	22,466	28,373	27,360	26,644	27,013	25,433	23,226	△ 2,207	△ 8.7
積立金現在高	39,143	34,740	32,359	31,456	35,071	38,448	41,058	2,610	6.8
うち財政調整基金	16,094	14,842	15,117	14,161	17,017	15,983	16,932	950	5.9
うち公共施設等総合管理基金	9,156	7,921	6,501	9,694	12,826	17,354	18,864	1,509	8.7
収益事業収入額	113	119	186	222	345	452	541	89	19.8
債務負担行為額	14,382	5,200	6,194	10,729	10,754	13,095	11,415	△ 1,680	△ 12.8

※1 新型コロナウイルス感染症対策関連事業(新型コロナウイルスワクチン接種事業、子育て世帯への特別給付金事業)において、令和4年度にて国に返還した償還金1,630百万円を含んでいる。

- ・ 経常収支比率については、上段に臨時財政対策債を経常一般財源とみなした数値を、下段には臨時の一般財源とした数値を基にして算出した。
- ・ 標準財政規模は、臨時財政対策債発行可能額を含んでいる。
- ・ 市債現在高については、下段に臨時財政対策債、臨時税収補てん債及び減税補てん債を除いた額を表示した。
- ・ 端数処理については、表示単位未満で行っている。

令和5年度普通会計歳入歳出決算内訳

歳入		(単位：千円,%)			
項目	令和5年度 決算額 (A)	令和4年度 決算額 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率	
1 市税	52,212,409	51,410,705	801,704	1.6	
2 地方譲与税	629,484	620,647	8,837	1.4	
3 利子割交付金	48,594	52,008	△ 3,414	△ 6.6	
4 配当割交付金	485,399	434,035	51,364	11.8	
5 株式等譲渡所得割交付金	521,665	310,448	211,217	68.0	
6 地方消費税交付金	7,822,388	7,859,955	△ 37,567	△ 0.5	
7 ゴルフ場利用税交付金	46,758	51,336	△ 4,578	△ 8.9	
8 特別地方消費税交付金	0	0	0	-	
9 自動車取得税交付金	7,445	4,460	2,985	66.9	
10 自動車税環境性能割交付金	163,627	133,459	30,168	22.6	
11 法人事業税交付金	765,048	657,981	107,067	16.3	
12 地方特例交付金等	385,748	412,354	△ 26,606	△ 6.5	
13 地方交付税	15,583,009	14,341,441	1,241,568	8.7	
普通交付税	14,971,255	13,665,515	1,305,740	9.6	
特別交付税	611,754	675,926	△ 64,172	△ 9.5	
小計	78,671,574	76,288,829	2,382,745	3.1	
14 交通安全対策特別交付金	33,784	36,732	△ 2,948	△ 8.0	
15 分担金及び負担金	981,739	1,277,396	△ 295,657	△ 23.1	
16 使用料	1,782,727	1,803,340	△ 20,613	△ 1.1	
17 手数料	449,513	465,048	△ 15,535	△ 3.3	
18 国庫支出金	36,484,651	38,985,462	△ 2,500,811	△ 6.4	
19 府支出金	11,578,207	10,352,288	1,225,919	11.8	
20 財産収入	292,641	636,932	△ 344,291	△ 54.1	
21 寄附金	729,358	760,000	△ 30,642	△ 4.0	
22 繰入金	142,799	3,327,110	△ 3,184,311	△ 95.7	
23 繰越金	1,698,711	4,329,822	△ 2,631,111	△ 60.8	
24 諸収入	4,235,110	4,163,178	71,932	1.7	
25 市債	2,779,800	4,313,200	△ 1,533,400	△ 35.6	
歳入合計	139,860,614	146,739,337	△ 6,878,723	△ 4.7	

市税の内訳

項目	令和5年度 決算額 (A)	令和4年度 決算額 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率
1 個人市民税	21,557,383	21,190,303	367,080	1.7
2 法人市民税	2,769,526	2,759,413	10,113	0.4
3 固定資産税	20,287,260	19,956,813	330,447	1.7
4 軽自動車税	479,456	475,136	4,320	0.9
5 市たばこ税	1,753,575	1,756,607	△ 3,032	△ 0.2
6 特別土地保有税	0	0	0	-
7 入湯税	24,335	22,577	1,758	7.8
8 事業所税	1,170,821	1,143,475	27,346	2.4
9 都市計画税	4,170,053	4,106,381	63,672	1.6
市税合計	52,212,409	51,410,705	801,704	1.6

<引上げ分の地方消費税が充てられる社会保障経費>

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	4,707,307千円
【歳出】 (民生費) 社会福祉費	14,788,688千円 (うち一般財源 7,267,709千円)
(民生費) 児童福祉費	18,985,114千円 (うち一般財源 6,220,537千円)
(民生費) 生活保護費	10,154,892千円 (うち一般財源 2,268,839千円)

※各科目に計上した社会保障施策に要する経費(事務費及び人件費は除く)

<入湯税の使途状況>

【歳入】 入湯税	24,335千円
【歳出】 観光振興	100,440千円 (うち一般財源 80,773千円)

歳出(性質別)		(単位：千円,%)			
項目	令和5年度 決算額 (A)	令和4年度 決算額 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率	
1 人件費	20,734,278	20,825,574	△ 91,296	△ 0.4	
2 扶助費	46,546,657	44,290,999	2,255,658	5.1	
3 公債費	7,793,218	8,157,957	△ 364,739	△ 4.5	
うち元利償還金	7,793,218	8,157,957	△ 364,739	△ 4.5	
うち一時借入金	0	0	0	-	
小計	75,074,153	73,274,530	1,799,623	2.5	
4 物件費	18,659,754	19,950,757	△ 1,291,003	△ 6.5	
5 維持補修費	2,221,131	2,153,232	67,899	3.2	
6 補助費等	11,900,607	14,931,196	△ 3,030,589	△ 20.3	
7 積立金	2,641,795	6,700,784	△ 4,058,989	△ 60.6	
8 投資及び出資金、貸付金	319,749	896,589	△ 576,840	△ 64.3	
9 繰出金	13,846,912	13,480,860	366,052	2.7	
10 前年度繰上充用金	0	0	0	-	
11 投資的経費	10,297,445	13,652,678	△ 3,355,233	△ 24.6	
普通建設事業費	10,297,445	13,652,678	△ 3,355,233	△ 24.6	
うち補助事業	7,092,756	6,700,992	391,764	5.8	
うち単独事業	3,161,451	6,876,003	△ 3,714,552	△ 54.0	
うち県営事業負担金	43,238	75,683	△ 32,445	△ 42.9	
災害復旧費	0	0	0	-	
失業対策事業費	0	0	0	-	
歳出合計	134,961,546	145,040,626	△ 10,079,080	△ 6.9	

歳出(目的別)

項目	令和5年度 決算額 (A)	令和4年度 決算額 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率
1 議会費	617,856	590,381	27,475	4.7
2 総務費	11,290,214	19,562,680	△ 8,272,466	△ 42.3
3 民生費	69,708,504	65,871,597	3,836,907	5.8
4 衛生費	12,295,575	18,096,246	△ 5,800,671	△ 32.1
5 労働費	79,597	77,454	2,143	2.8
6 農林水産業費	856,151	665,493	190,658	28.6
7 商工費	2,429,938	4,500,250	△ 2,070,312	△ 46.0
8 土木費	8,068,872	9,625,357	△ 1,556,485	△ 16.2
9 消防費	3,579,540	3,427,882	151,658	4.4
10 教育費	17,072,955	13,278,717	3,794,238	28.6
11 災害復旧費	0	0	0	-
12 公債費	7,793,218	8,157,957	△ 364,739	△ 4.5
13 諸支出金	1,169,126	1,186,612	△ 17,486	△ 1.5
14 前年度繰上充用金	0	0	0	-
歳出合計	134,961,546	145,040,626	△ 10,079,080	△ 6.9

※ 端数処理については、表示単位未満で行っている。

<都市計画税の使途状況>

【歳入】 都市計画税	4,170,053千円
【歳出】 都市計画事業	1,358,252千円 (うち一般財源 928,793千円)
土地区画整理事業	65,285千円 (うち一般財源 29,928千円)
地方債償還	3,491,157千円 (うち一般財源 3,491,157千円)

<事業所税の使途状況>

【歳入】 事業所税	1,170,821千円
【歳出】 徴税費	10,115千円 (うち一般財源 10,115千円)
都市環境の整備	9,143,480千円 (うち一般財源 3,546,149千円)

<森林環境譲与税の使途状況>

【歳入】 森林環境譲与税	48,696千円
【歳出】 森林環境保全	16,116千円 (うち一般財源 16,116千円)
森林環境譲与税基金	32,580千円 (うち一般財源 32,580千円)

令和5年度 健全化判断比率等の状況		比率の状況		早期健全化基準	財政再生基準	令和5年度	令和4年度	令和3年度	※実質赤字比率 連結実質赤字比率 将来負担比率 資金不足比率 の算出結果が「0」若しくはマイナス の数値の場合は、「-」表示とする。	
1	実質赤字比率	%		11.25	20.0	-	-	-	参考	
2	連結実質赤字比率			16.25	30.0	-	-	-		
3	実質公債費比率			25.0	35.0	△ 2.2	△ 1.3	△ 0.8		
4	将来負担比率			350.0		-	-	-		
資金不足比率		法適用		経営健全化基準						
				下水道等事業会計	%	20.0				
				自動車運送事業会計						
				水道事業会計						

<健全化判断比率>

1. 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

2. 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

3. 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

4. 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

<資金不足比率>

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

財政運営の深刻度

年間の借金等返済額の大きさ

負債が将来財政を  
圧迫する可能性

経営状況の深刻度

## 令和6年9月市議会提出予定条例議案概要

議案 番号	付 議 事 項	理 由 及 び 要 旨	備 考									
66	高槻市会計年度任用職員の給与等に関する条例中一部改正について	中央最低賃金審議会の答申（令和6年7月25日付け）及び大阪地方最低賃金審議会の答申（同年8月1日付け）に基づき、大阪府における最低賃金額が1時間につき1,114円（現行：1,064円）に引き上げられる見込みであることを踏まえ、時間額制会計年度任用職員のうち10等級のものの報酬時間額（現行初号給：1,110円）を5円引き上げる。（別表第3関係）	令和6年10月1日から施行する。									
67	高槻市消防署の設置、位置、名称及び管轄区域に関する条例中一部改正について	老朽化した中消防署富田分署について、防災拠点機能の強化を目的とした建て替えにより、川添一丁目18番4号（現行：栄町一丁目5番1号）に移転する。（別表第2関係）	令和6年10月1日から施行する。									
68	高槻市都市公園条例中一部改正について	<p>危険な暑さから施設の使用者を守るため、古曽部防災公園体育館のアリーナにおける冷房の稼働については、現行の使用者が判断する方法から指定管理者が判断する方法に変更することとし、その利用料金に関し次のとおり改正を行う。</p> <p>(1) 冷房の使用に係る利用料金を基本料金に組み込むこととし、当該基本料金の上限額を次のとおり見直す。（別表第3関係）</p> <table border="1" data-bbox="674 963 1505 1086"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改 正 後</th> <th>現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メインアリーナ</td> <td>11,680円</td> <td>9,280円</td> </tr> <tr> <td>サブアリーナ</td> <td>4,380円</td> <td>3,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 基本料金は、3時間ごとの区分の額</p> <p>(2) (1)に伴い、冷房の使用に係る利用料金の1時間ごとの加算を廃止する。（第14条の2関係）</p>	区 分	改 正 後	現 行	メインアリーナ	11,680円	9,280円	サブアリーナ	4,380円	3,600円	令和7年4月1日から施行し、同日以後の使用に係る利用料金について適用する。
区 分	改 正 後	現 行										
メインアリーナ	11,680円	9,280円										
サブアリーナ	4,380円	3,600円										

69	高槻市立総合スポーツセンター条例中一部改正について	<p>市立総合スポーツセンターの利用に係るニーズ及び状況を踏まえ、次のとおり改正を行う。</p> <p>(1) 次に掲げる施設において新たに暖房を利用できることとし、その利用料金の上限額を定める。(第8条関係)</p> <table border="1" data-bbox="674 368 1361 611"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設</th> <th>利用料金の上限額 (1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総合体育館</td> <td>大体育室</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>中体育室</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>小体育室</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>堤運動広場</td> <td>体育館</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市民プール駐車場の利用時間を市民プールの利用時間に合わせることにし、当該駐車場の日曜日及び休日における利用時間を午前9時から午後6時30分(現行:午後9時)までとする。(別表第8関係)</p>	施設		利用料金の上限額 (1時間につき)	総合体育館	大体育室	500円	中体育室	200円	小体育室	100円	堤運動広場	体育館	300円	令和6年11月1日から施行し、(1)は、同日以後の利用に係る利用料金について適用する。
施設		利用料金の上限額 (1時間につき)														
総合体育館	大体育室	500円														
	中体育室	200円														
	小体育室	100円														
堤運動広場	体育館	300円														
70	高槻市犯罪被害者等支援条例制定について	<p>犯罪被害者等基本法に定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等を支援することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とした「高槻市犯罪被害者等支援条例」を次のとおり制定する。</p> <p>1 基本理念(第3条関係)</p> <p>犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に、かつ、途切れることなく行われなければならないこと等とする。</p> <p>2 市等の責務(第4条-第6条関係)</p> <p>(1) 市は、基本理念にのっとり、必要な施策を総合的に推進しなければならないこととする。</p> <p>(2) 市民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の名誉並びに日常生活及び社会生活の平穏を侵害することのないよう十分に配慮すること等とする。</p>	令和6年10月1日から施行する。													

		<p>(3) 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深めるとともに、犯罪被害者等を雇用している場合には、その就労及び勤務に関し十分に配慮するよう努めなければならないこととする。</p> <p>3 相談及び情報の提供等（第7条関係） 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じるとともに、必要な情報の提供等を行うものとする。</p> <p>4 見舞金の支給（第8条関係） 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的な負担又は身体的若しくは精神的な苦痛の軽減を図るため、見舞金の支給を行うものとする。</p> <p>5 市民及び事業者の理解の増進（第9条関係） 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の可能性その他の犯罪被害者等に対する支援の必要性について市民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>6 民間支援団体との連携等（第10条関係） 市は、犯罪被害者等の支援を効果的に行うため、民間支援団体との連携等を行うものとする。</p> <p>7 支援の制限（第11条関係） 市は、犯罪被害者等の被害が自らの行為に起因したものである場合、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとする場合は、支援を行わないことができることとする。</p> <p>8 高槻市災害見舞金等支給条例の一部改正（附則第2項関係） 4による見舞金の支給を行うこととしたことに伴い、高槻市災害見舞金等支給条例による災害見舞金等の支給対象から犯罪行為に係るものを除くこととする。</p>	
7 1	高槻市印鑑条例中一部改正について	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第10号）」により、本条例において引用する命令の条項が移動したため、所要の規定整備を行う。（第12条及び第14条関係）	公布の日から施行する。

7 2	高槻市手数料条例及び高槻市建築基準法施行条例中一部改正について	<p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号。以下「整備法」という。）」により、次に掲げる2条例において引用する建築基準法の条項が移動したため、所要の規定整備を行う。</p> <p>(1) 高槻市手数料条例（第1条関係）  (2) 高槻市建築基準法施行条例（第2条関係）</p>	整備法のうち建築基準法の改正に係る部分の施行の日から施行する。
7 3	高槻市将棋のまち推進条例制定について	<p>将棋が我が国古来の伝統的な文化であること及び本市に深いゆかりがあることに鑑み、関西将棋会館が本市に移転すること等を契機として、将棋を通じた文化振興及び心豊かな地域社会の形成に資することを目的とした「高槻市将棋のまち推進条例」を次のとおり制定する。</p> <p>1 基本理念（第2条関係）  将棋のまちの推進は、次に掲げる事項を基本として行わなければならないこととする。</p> <p>(1) 将棋文化の伝統を尊重し、次世代に継承するとともに、その活動を発展させること。  (2) 市民が将棋を身近なものとして誇りと愛着を持ち、心豊かで活気のある地域社会の形成に資するよう将棋の普及を促進すること。  (3) 将棋に親しむための環境を整備し、将棋のまちとして本市の魅力が市内外に認知されるよう取り組むこと。  (4) 市及び公益社団法人日本将棋連盟（以下「日本将棋連盟」という。）が、それぞれの役割の下、相互に協力及び連携をすること。</p> <p>2 市の責務（第3条関係）  市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p>(1) 将棋の普及の促進に関すること。  (2) 将棋を学ぶ機会の確保に関すること。  (3) 将棋文化を育む環境の整備に関すること。  (4) 将棋文化の振興のための情報発信に関すること。  (5) その他将棋文化の振興に関すること。</p> <p>3 日本将棋連盟の役割（第4条関係）  日本将棋連盟は、市が実施する2(1)～(5)の施策に協力し、将棋文化の振興に努めるものとする。</p>	令和6年11月17日から施行し、5は、令和7年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。

		<p>4 意見交換（第5条関係） 市は、将棋に関する施策の推進に当たって必要があると認めるときは、日本将棋連盟その他の関係者と意見交換を行うものとする。</p> <p>5 高槻市市税条例の一部改正（附則第2項関係） 日本将棋連盟が所有し、直接その本来の事業の用に供する固定資産に対しては、固定資産税及び都市計画税を課さないこととする。（附則第40条の2関係）</p>	
--	--	---	--

# 令和6年度9月補正予算主要内容

種 別	事業名等	補正額(千円)	主 要 内 容	種 別	事業名等	補正額(千円)	主 要 内 容
一 般 会 計 歳 出				そ の 他	報酬等	1,723	最低賃金引き上げに伴う会計年度任用職員報酬等の増
危機管理室	(仮称)総合防災センター整備 (債務負担行為)	1,705 (7,000)	防災行政無線設備仮移設 総合センター6階内部撤去工事 令和6年度から令和7年度		繰出金等	6,235	国民健康保険特別会計
総務部	給与関連事務	3,885	児童手当法改正に伴う人事給与・庶務事務システムの改修			1,099	介護保険特別会計
	市庁舎営繕等 (債務負担行為)	86,875 (81,000)	総合センター15階会議室整備(令和6年度支出分) 令和6年度から令和7年度(令和7年度にわたるもの)			910	後期高齢者医療特別会計
市民生活環境部	スポーツ施設等管理運営	182	空調設備の運用変更に伴う指定管理料の増		基金積立	1,330,000	財政調整基金(決算剰余金1/2)
	犯罪被害者等支援	974	犯罪被害者等支援に係る見舞金など			247	公共施設等総合管理基金
健康福祉部	榎田地区介護サービス確保支援	990	榎田地区における訪問サービス提供に係る補助	地方特例交付金	68,955	個人市民税に係る特例交付金の交付額決定に伴う増	
	就労系障がい福祉サービス事業者支援給付金給付	4,400	工賃向上に向けた就労系障がい福祉サービス事業者に対する補助	地方交付税	745,335	普通交付税の交付額決定に伴う増	
子ども未来部	新型コロナウイルスワクチン接種	407,876	定期接種に係る国の標準的な接種費用見直しに伴う増など	分担金及び負担金	11,850	感染症予防事業費他市負担金	
	●高校生等への臨時支援	57,882	高校生等のいる世帯に対し、対象者一人につき地元産米10kgを支給	国庫支出金	△ 49,417	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 学校施設環境改善交付金 など	
都市創造部	排水機場設備修繕業務 (債務負担行為)	(48,000)	玉子排水機場電気設備・大冠排水機場ポンプ設備修繕 令和6年度から令和7年度	繰入金	△ 1,057,753	財政調整基金 公共施設等総合管理基金 財産区会計	
街にぎわい部	起業・創業促進	4,000	新関西将棋会館周辺等加算の創設に伴う増	繰越金	2,658,191	前年度決算剰余金	
	地域商業振興	1,500	将棋のまち高槻推進のための新商品創出促進補助	諸収入	478,827	新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金	
	観光シティセールス	5,000	たかつき「勝負めし」ガイドブック作成など	市債	△ 545,500	市庁舎整備事業債 学校等教育施設整備事業債 臨時財政対策債	
議会事務局	将棋のまち推進 (債務負担行為)	30,414 (23,000)	将棋のまち高槻プロモーション  (仮称)将棋のまちづくり推進プランの策定 令和6年度から令和7年度		85,600		
	姉妹・友好都市交流	△ 3,583	姉妹・友好都市交流に係る旅費等の減		△ 31,100		
教育委員会	小学校エレベーター設置 (債務負担行為)	△ 115,000 (252,000)	工事完了が令和7年度となることから、令和6年度予算を減額し、新たに債務負担行為を設定する。 令和6年度から令和7年度		△ 600,000		

●は物価高騰対応関連の市独自施策

種 別	事業名等	補正額(千円)	主 要 内 容
国民健康 保険特別会 計	(歳入)		
	府支出金	2,964	保険給付費等交付金
	繰入金	6,235	一般会計繰入金
	繰越金	245,140	前年度決算剰余金
国民健康 保険特別会 計	(歳出)		
	総務費	6,235	被保険者証廃止に伴う資格確認書等発行に係るシステム改修費など
	保健事業費	2,964	通信運搬費の増
介護保険 特別会 計	(歳入)		
	繰入金	1,099	一般会計繰入金
	繰越金	743,197	前年度決算剰余金
	(歳出)		
	総務費	1,099	通信運搬費の増
	積立金	310,967	介護保険給付費等準備基金への積立
後期高齢者 医療特別会 計	償還金	432,230	過年度分国費等の精算返還
	(歳入)		
	繰入金	910	一般会計繰入金
	繰越金	265,659	前年度決算剰余金
	(歳出)		
総務費	910	通信運搬費の増	
後期高齢者医療 広域連合納付金	257,326	繰越に伴う広域連合への納付金の増	
保険料還付金	8,333	繰越に伴う還付金の増	
財 産 区 会 計	(歳入)		
	不動産売払収入	1,217	財産区財産処分代金
	繰越金	81,907	前年度決算剰余金
財 産 区 会 計	(歳出)		
	繰出金	247	一般会計繰出金
水道事業 会 計	収益的収入	△ 45,677	●水道料金基本料金の4か月分無償化 (対象口径13・20・25mm) △ 512,289 一般会計補助金 466,612
	収益的支出	985	●水道料金基本料金の無償化に係るシステム改修費

●は物価高騰対応関連の市独自施策